



薬剤師資格証について

厚生労働省補助事業 保健医療福祉分野の公開鍵基盤HPKIセミナー

日本薬剤師会 HPKI認証局
石川 左門

2025/03/01

本日の話の流れ

1. 薬剤師資格証のこれまで
2. 薬剤師資格証の近況
3. 薬剤師資格証のこれから



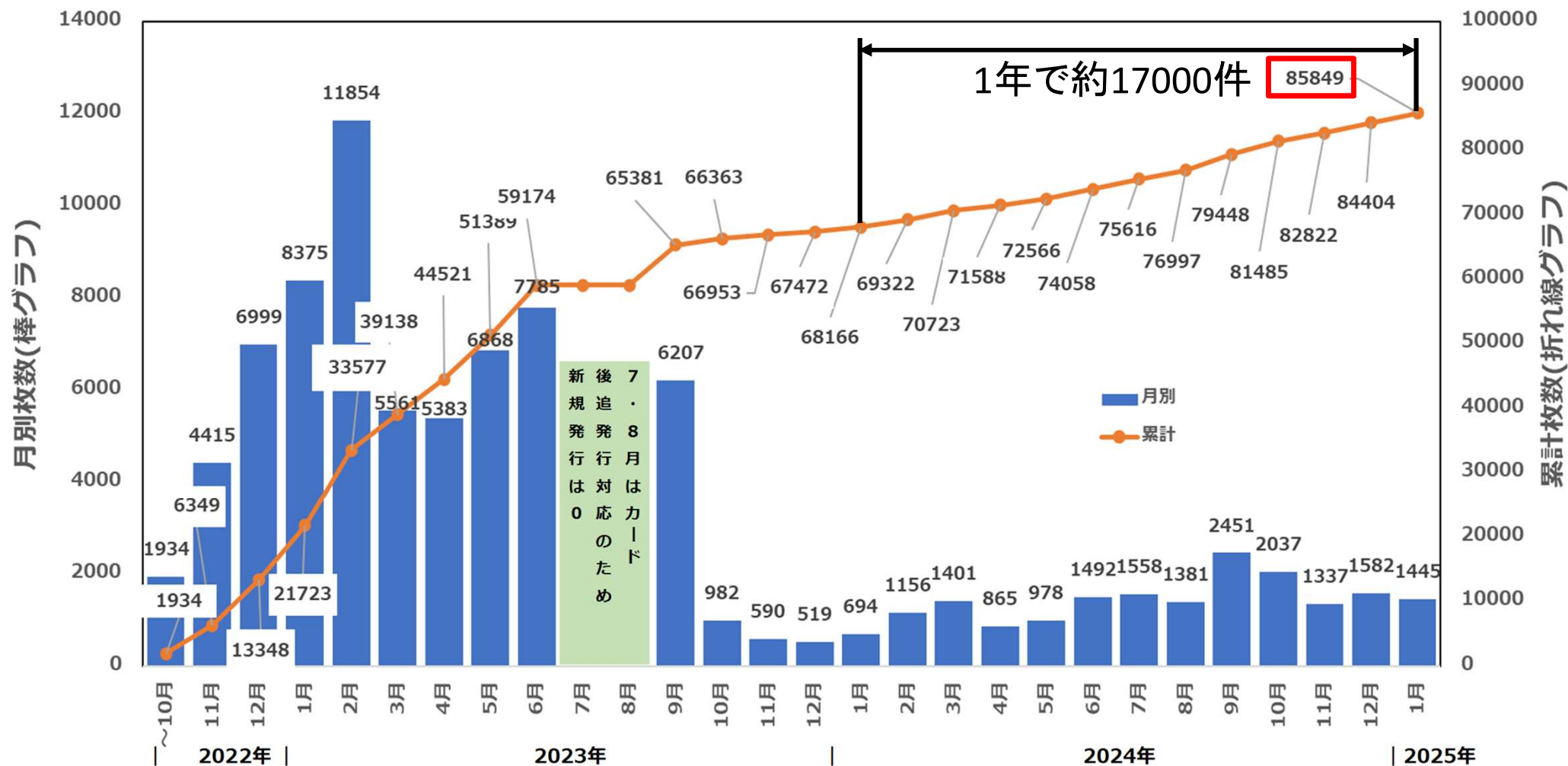
1. **薬剤師資格証のこれまで**
2. 薬剤師資格証の近況
3. 薬剤師資格証のこれから

薬剤師資格証の発行数は順調に増加

年度		
2015	HPKI認証局の構築 H28.3 厚労省準拠性審査	準備
2016	薬剤師資格証発行体制の確立 H28.4 設置承認	4枚発行
2017	全国普及に向けた都道府県薬剤師会への周知	累計46枚
2018	全国普及に向けた都道府県薬剤師会への対応	累計90枚
2019	本格的発行の開始	累計約350枚
2020	発行の継続	累計約650枚
2021	発行の継続	累計約950枚
2022	大量発行の開始（2022/9/26～）	累計約4万枚
2023	大量発行の継続中	累計約7万枚
2024	発行の継続	累計約8.6万枚 2025/1末

発行件数

月別・累計 発行枚数



- 1年で約17,000件発行
- 累計86,000人 / 190,000人(薬局勤務薬剤師) ÷ 45% の薬局勤務薬剤師に発行

薬剤師とHPKI

医師資格証の
電子署名



HPKIの
内容

- ・医師であること
- ・氏名
- ・医籍登録番号

**第三者が、
医師
であるかを、
確認できる。**

医師・歯科医師は、患者に交付する処方箋に～(中略)～、記名押印又は署名しなければならない(医師法 施行規則第 21 条、歯科医師法施行規則第 20 条)

薬剤師資格証の
電子署名



HPKIの
内容

- ・薬剤師であること
- ・氏名
- ・薬剤師名簿登録番号

**第三者が、
薬剤師
であるかを、
確認できる。**

薬剤師は、調剤したときは、その処方箋に～(中略)～、記名押印し、又は署名しなければならない。薬剤師法(昭和 35 年法律第 146 号)第 26 条

薬剤師資格証



薬剤師資格証のサンプル

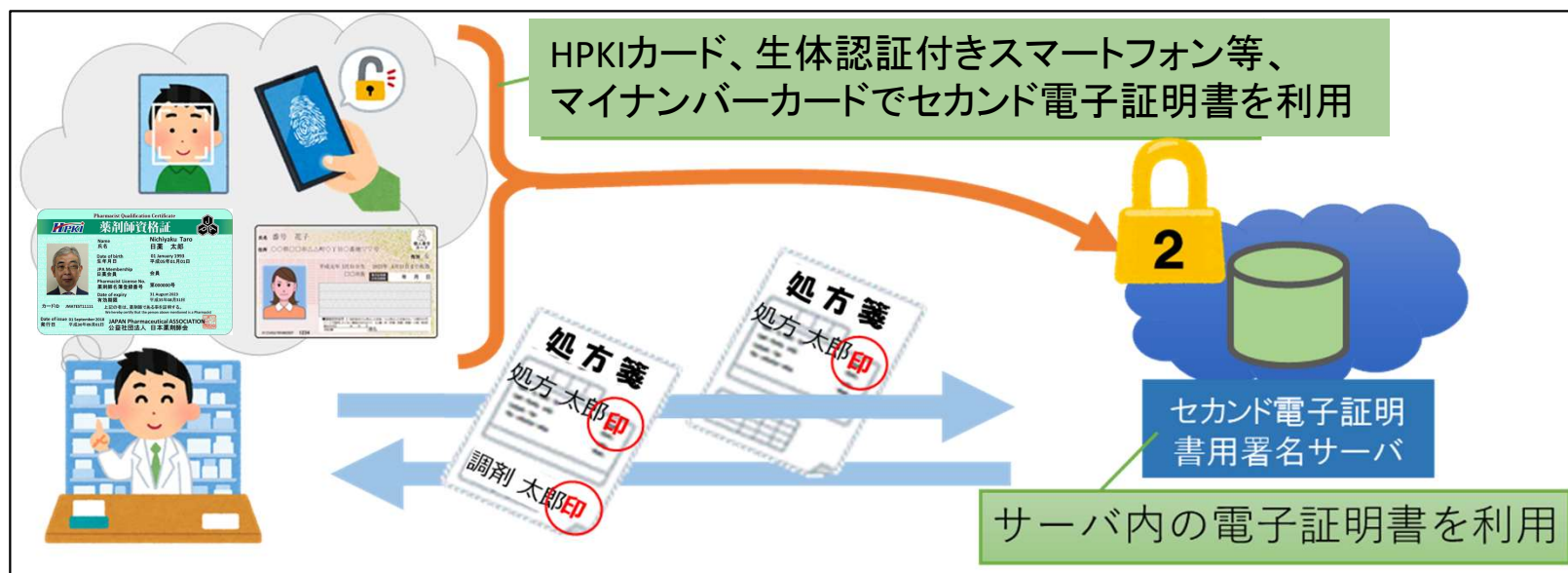
- 利用者氏名、生年月日、薬剤師免許証記載事項等を記載
- 顔写真あり
- HPKI電子証明書をICチップ内に格納



**「薬剤師」であることを券面でも
電子データ上でも証明できるもの**

HPKI電子署名の使用方法の広がり

- 薬剤師資格証（ICカード）を利用したローカル署名
- 2022年12月よりHPKIセカンド電子証明書の利用開始
（スマートフォン、HPKIカードを用いたりリモート署名）
- 2023年12月よりマイナンバーカードを用いたHPKIリモート署名の利用開始



本日の話の流れ

1. 薬剤師資格証のこれまで
- 2. 薬剤師資格証の近況**
3. 薬剤師資格証のこれから

本日の話の流れ

1. 薬剤師資格証のこれまで
- 2. 薬剤師資格証の近況**
 - ① マイナポ申請**
3. 薬剤師資格証のこれから

マイナポ申請について



- 厚労、デジ庁の主導によるMNC活用施策の一環として構築されたマイナポータル経由でHPKIの発行申請ができる仕組み。
- マイナンバーカード(JPKI)を用いることにより、住民票が省略可、書類郵送が不要に。
- 2023年末頃の稼働開始を目標に2023年4月頃から検討を開始。
- 日医では2023年12月に、日薬は後述の問題により2024年11月に稼働。
- 厚労からカードを発行せず価格を下げるオプションを設けるよう強い要請。

日薬としての対応

マイナポ申請では薬剤師資格証（ICカード）を発行しない運用とすることに

	券面	HPKI電子証明書 (ICカード内)	HPKIセカンド 電子証明書
従来の申請方法 (今後も継続)			
マイナポ申請			

- カードの発行を行わないことで**費用負担を軽減**可能。
- 薬局目線では、複数の薬剤師がいる場合に必ずしも全薬剤師がカードを持つ(=リモート署名トラブル時のリスクに備える)必要がないと判断できれば、**薬局の運用としてICカードなしの薬剤師がいてもよいという選択をとれるようになった。**

HPKI電子証明書は、
1つしかない。

日薬としての対応

マイナポ申請では薬剤師資格証（ICカード）を発行しない運用とすることに

	券面	HPKI電子証明書 (ICカード内)	HPKIセカンド 電子証明書
従来の申請方法 (今後も継続)			
マイナポ申請			

- マイナポ申請の場合、薬剤師資格証（ICカード）が無いので、券面提示による身分証明のような使い方が出来ない。このため、券面提示において薬剤師資格証に代替する「デジタル薬剤師資格証」のサービスを提供することとした。

デジタル薬剤師資格証

デジタル薬剤師資格証はスマホ等のブラウザでログインページから認証を行い、画面にデジタル券面を表示することができます。

※HPKI電子署名・認証の機能はありません

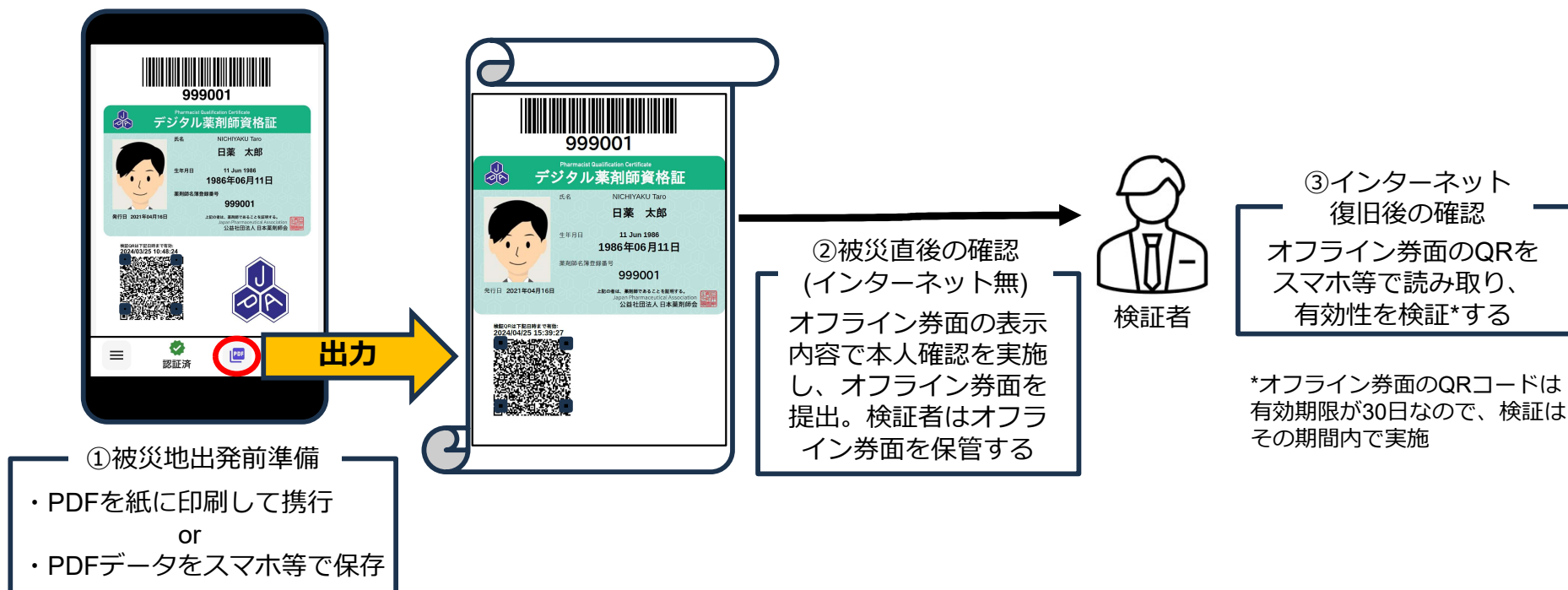
- ① 薬剤師名簿登録番号のバーコード。研修会受付等での利用を想定。
- ② デジタル券面のユーザー情報として、「氏名」、「生年月日」、「薬剤師名簿登録番号」、「顔写真」、「薬剤師資格証の発行日」を表示。
- ③ ブロックチェーンと連動した真贋判別用QRコード。本画面表示から60分の有効期間。
- ④ スクリーンショット等による不正画面防止用のアニメーション。③の有効期間の間、ロゴが回転。
- ⑤ 災害時派遣等でインターネットが使えない場合、このボタンから、オフライン時に用いるPDF版のデジタル薬剤師資格証を表示。



被災地派遣薬剤師の利用例

運用イメージ：

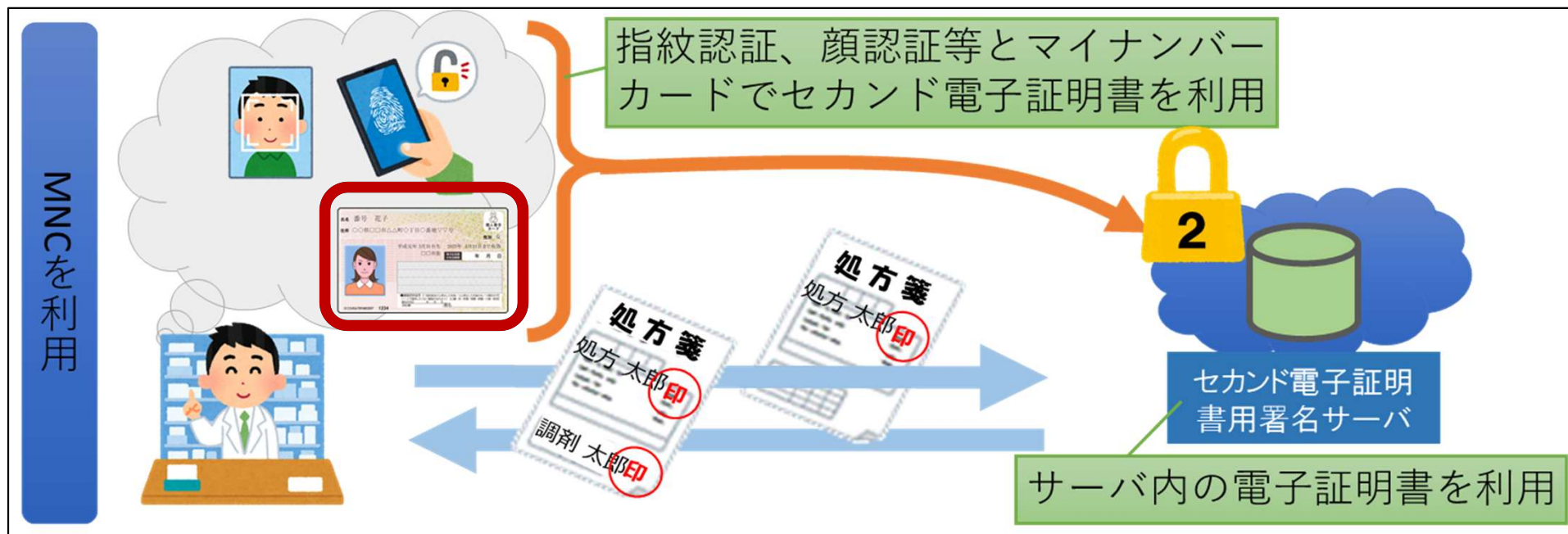
- 被災地に赴く前に、**30日間有効な検証用QRコードのついたPDF画像（以下、「オフライン券面」）を出力**して携行（紙に印刷、スマホ等で保存）する。
- インターネットが途絶した被災地では、まず、**オフライン券面の提示による簡易な本人確認**を行い、その際、検証者にオフライン券面を提出(オフライン券面をスマホで写真撮影または紙を提出)し、保管してもらう。
- 検証者はインターネット環境が復旧したら、**保管してあるオフライン券面の検証QRコードを読み取り**、オフライン券面が有効であることの確認を行う。



本日の話の流れ

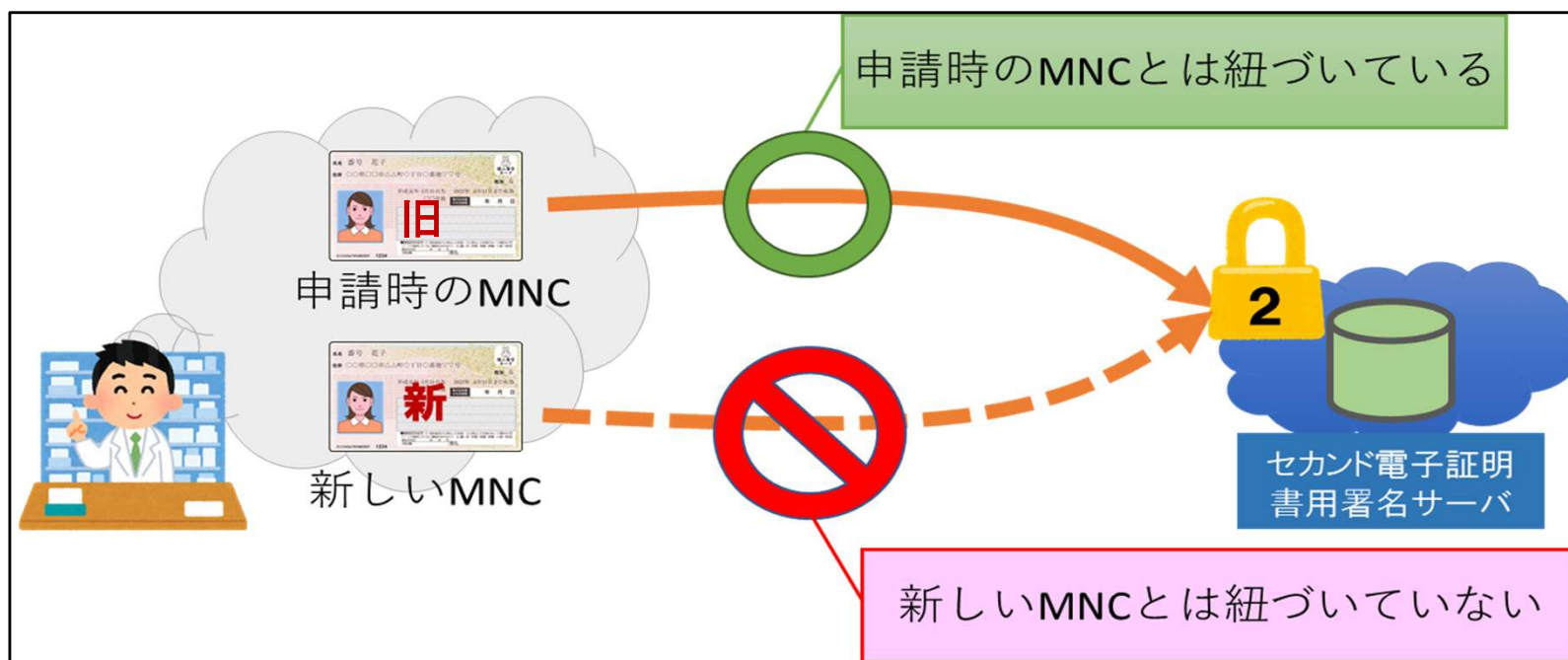
1. 薬剤師資格証のこれまで
- 2. 薬剤師資格証の近況**
 - ①' マイナポ申請の問題点発覚**
3. 薬剤師資格証のこれから

【前提】MNCとセカンド電子証明書の関係



- マイナポ申請では、HPKI発行時に、**申請時点でのMNCの電子証明書とセカンド電子証明書を紐づけて**います。

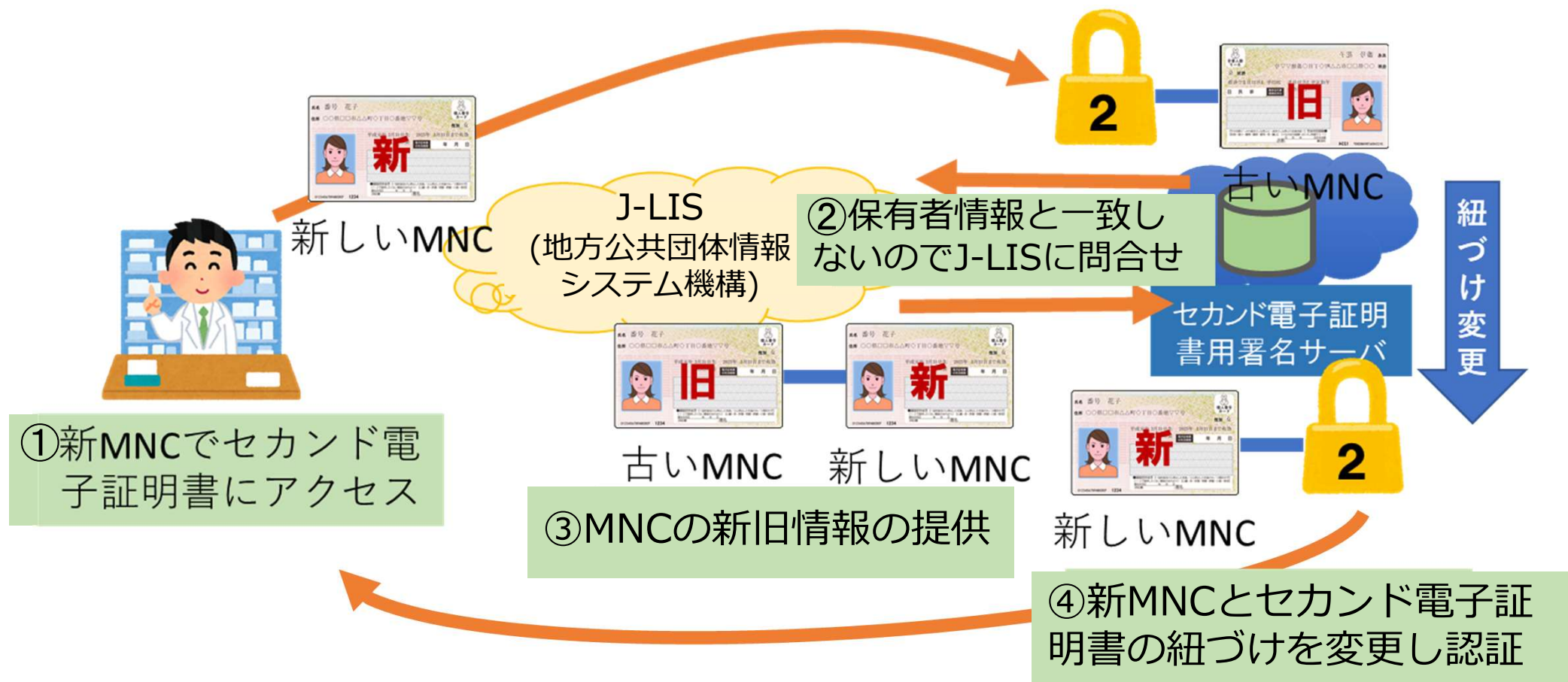
しかし、MNCが変わると・・・



- MNCの電子証明書は、再発行等が行われると、新しい電子証明書に入れ替わる。
- しかし、新電子証明書はセカンド電子証明書と紐づいていないので、セカンド電子証明書が使えなくなってしまう。
- 「HPKIカードの認証を用いて、利用者自身でMNCとセカンド電子証明書を紐づけるサービス」は既に用意されていたため、HPKIカード発行必須の日医は影響が少なかったが、日薬の場合はカード発行がないためにこの手段が使えなかった。
- 運用上の致命的な問題(＝業務が止まる)になりうるため、この解決策がとられるまでの間、日薬のマイナポ申請は延期(当初2024年1月稼働予定)となった。

解決策：新旧証明書への紐づけ変更の仕組み

- 地方公共団体情報システム機構(J-LIS)の機能を用い、シームレスに古いMNCと新しいMNCの紐づけを可能とする機能を追加開発。

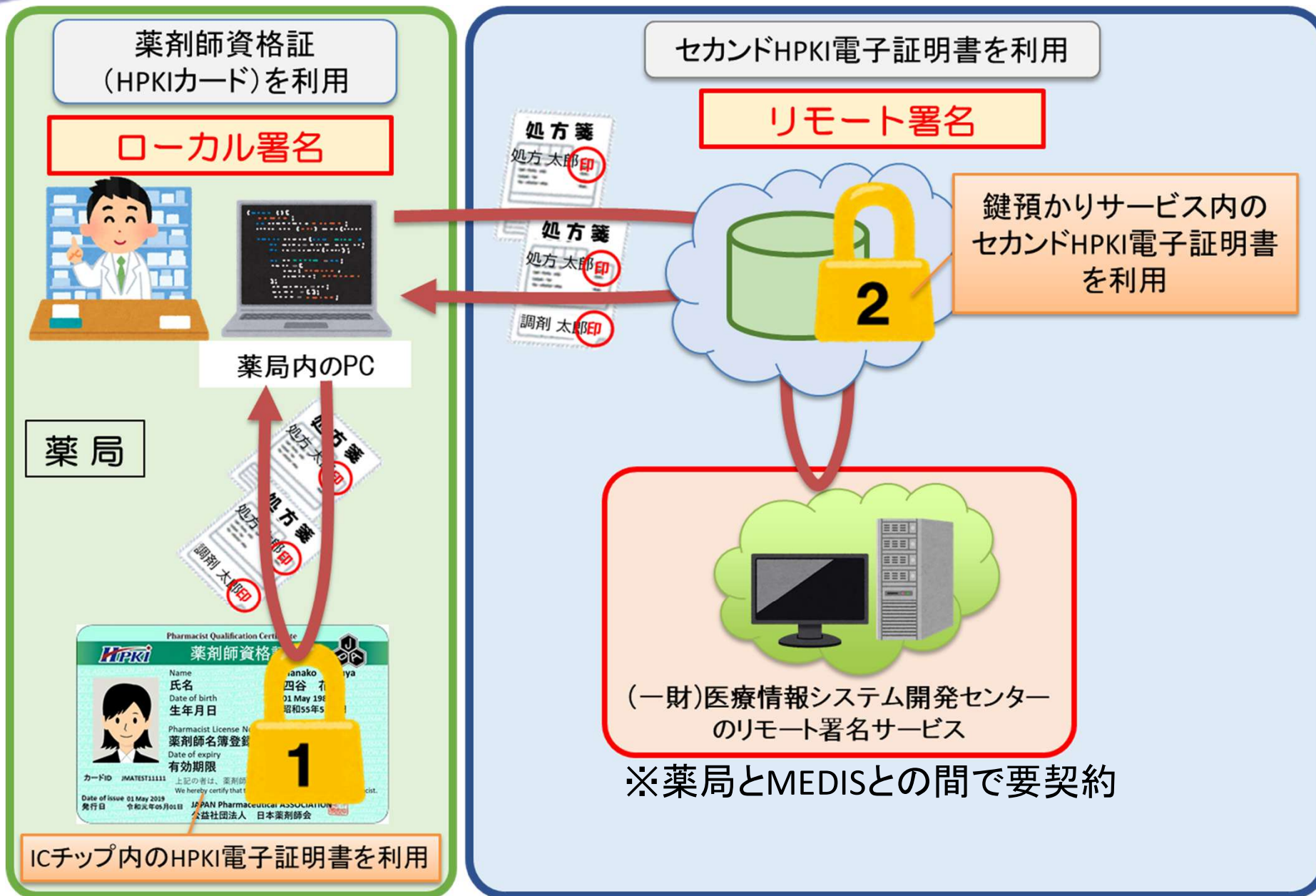


問題解消により2024年11月15日にマイナポ申請を開始することになった、が。。。

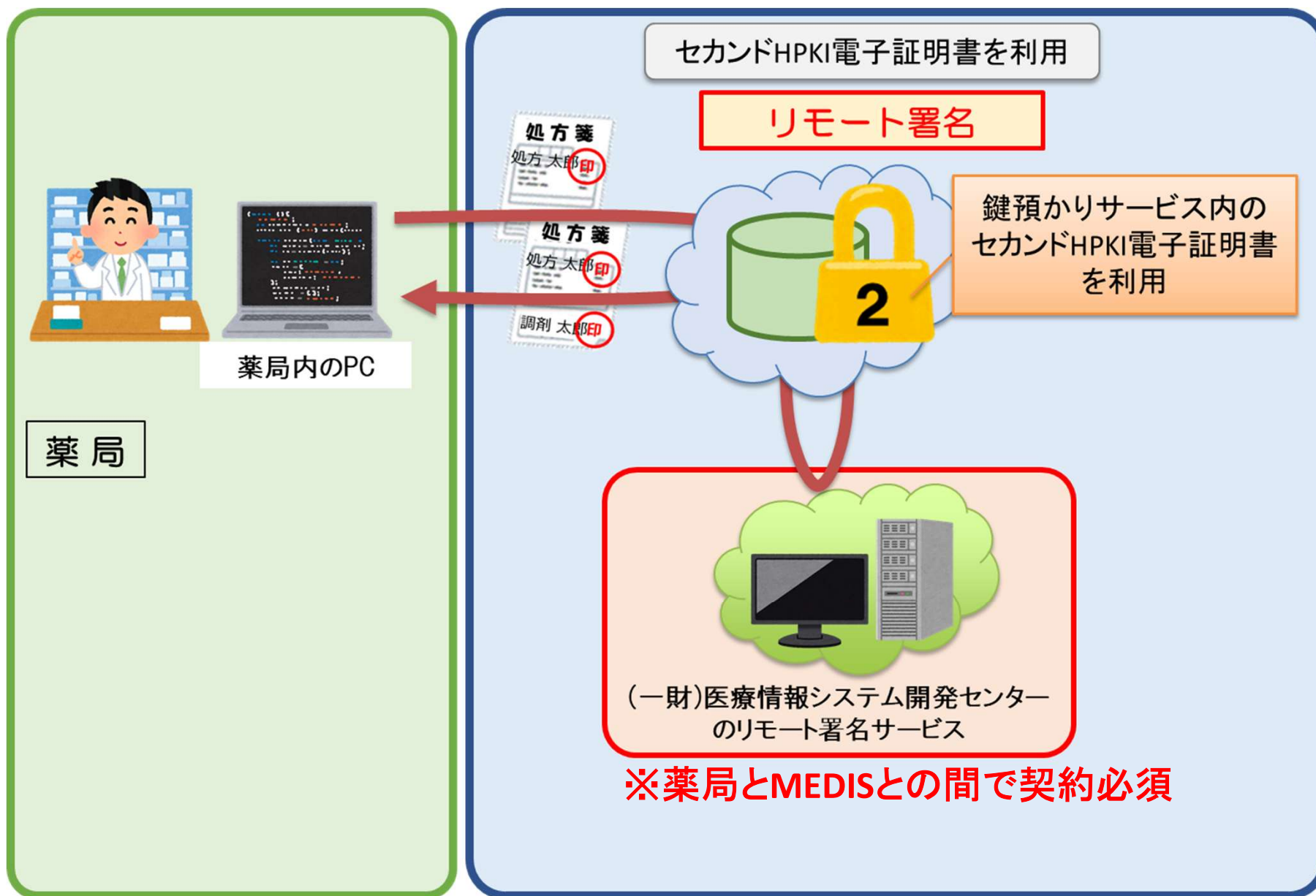
本日の話の流れ

1. 薬剤師資格証のこれまで
- 2. 薬剤師資格証の近況**
 - ② リモート署名の有償化**
3. 薬剤師資格証のこれから

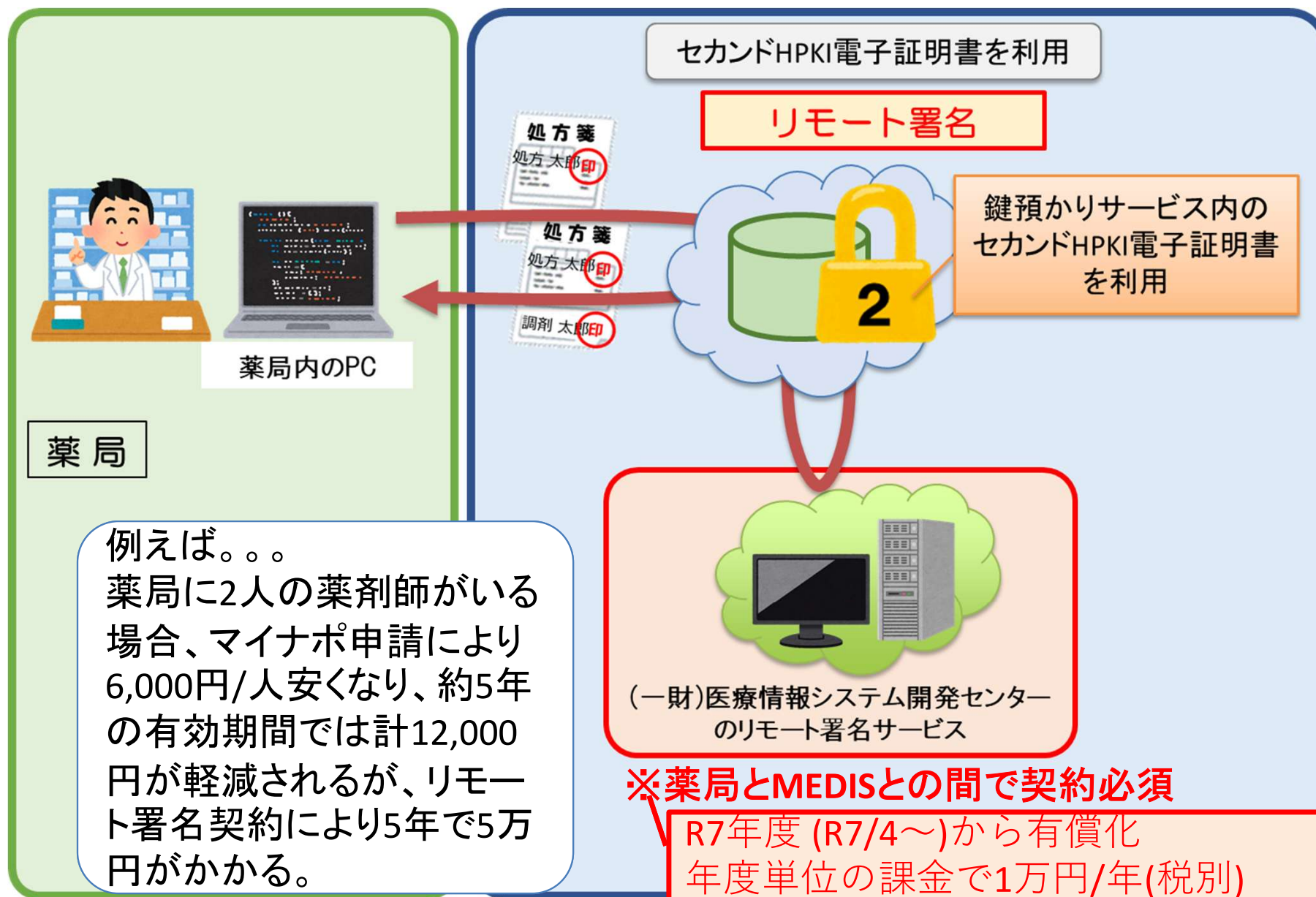
ローカル署名とリモート署名



マイナポ申請は、リモート署名のみ利用可



リモート署名サービスの有償化



薬局と薬剤師向けに注意喚起文書を発出

(令和6年10月15日発出 日薬情発第113号)

- 薬局への注意喚起の主旨
 - セカンドHPKI電子証明書は利便性が高いが、費用対効果に関する十分な検討をして欲しい。
 - MEDISと契約しない選択も可能だが、リモート署名が出来ないため、マイナポ申請をした薬剤師はHPKI電子署名が利用できなくなるので注意して欲しい。
- 薬剤師への注意喚起の主旨
 - マイナポ申請は、発行費用が安価になるが、勤務先薬局がMEDISと契約していないと、HPKI電子署名ができないので、注意して欲しい。
 - 転職時に、その薬局がMEDISと契約していないと、HPKI電子署名が出来なくなるので、熟考して欲しい。

本日の話の流れ

1. 薬剤師資格証のこれまで
- 2. 薬剤師資格証の近況**
 - ③ 管理薬剤師への優先発行**
3. 薬剤師資格証のこれから

薬剤師資格証の管理薬剤師への優先発行

(令和6年12月19日発出 日薬情発第151号)

通知内容

- コロナ禍、ウクライナ戦争の影響によるICカード調達不調は2025年現在も尾を引いている状態。
 - 次回カード納品が令和7年夏を予定しているが、通常のペースで発行を行った場合枯渇する可能性。
 - このため、令和6年12月23日以降の消印で届いた申請書より、同封する薬剤師区分に関する宣誓書が「管理薬剤師」である申請に限り審査・発行を行うこととした。
 - マイナポ申請は制限なしだが、注意して申請をする旨を周知。
-
- 今夏以降のさらに後のカードについても手配を進めている状況であり、以前に比べると納期に時間がかかる状況ではあるものの確保はできる見込み
 - しかしながら、次世代カードを考慮すると今後もカード調達量に関しては調整が必要

本日の話の流れ

1. 薬剤師資格証のこれまで
2. 薬剤師資格証の現状
- 3. 薬剤師資格証のこれから**

本日の話の流れ

1. 薬剤師資格証のこれまで

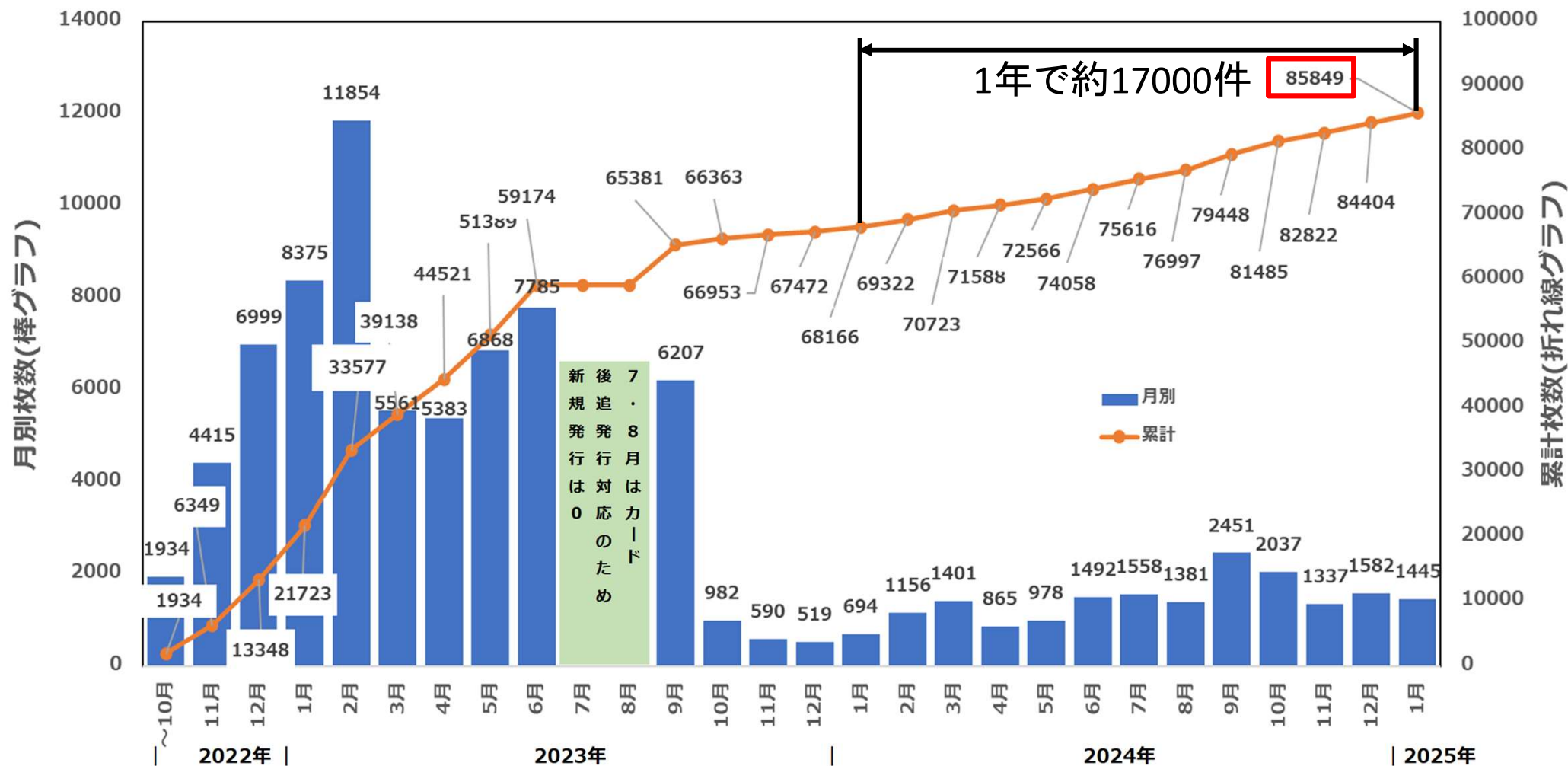
2. 薬剤師資格証の現状

3. 薬剤師資格証のこれから

① 薬剤師資格証発行数の展望

発行件数

月別・累計 発行枚数



- 1年で約17,000件発行
- 累計86,000人 / 190,000人(薬局勤務薬剤師) ÷ 45% の薬局勤務薬剤師に発行

電子処方箋普及状況①

施設別の電子処方箋の導入状況

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

病院の導入率

4.2%

病院の導入率（月次推移）



医科診療所の導入率

10.7%

医科診療所の導入率（月次推移）



歯科診療所の導入率

1.8%

歯科診療所の導入率（月次推移）



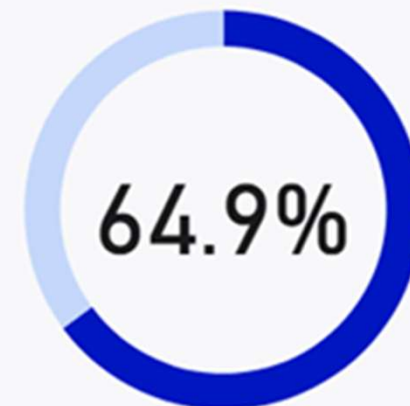
薬局の導入率

64.9%

薬局の導入率（月次推移）



電子処方箋の導入率



電子処方箋の導入施設数

39,254

オンライン資格確認システムの導入施設数

60,478

施設別導入状況

（2024年1月24日現在）

薬局の導入状況

デジタル庁HP「電子処方箋の導入状況に関するダッシュボード」より抜粋

電子処方箋普及状況②

医療機関・薬局における電子処方箋システムの導入状況

(2025/2/16時点)

	1. 利用申請済み施設数	2. 運用開始施設数
全体	104,633 施設	52,192 施設
病院	2,371 施設	398 施設
医科診療所	34,839 施設	9,774 施設
歯科診療所	15,534 施設	1,290 施設
薬局	<u>51,889</u> 施設	40,730 施設

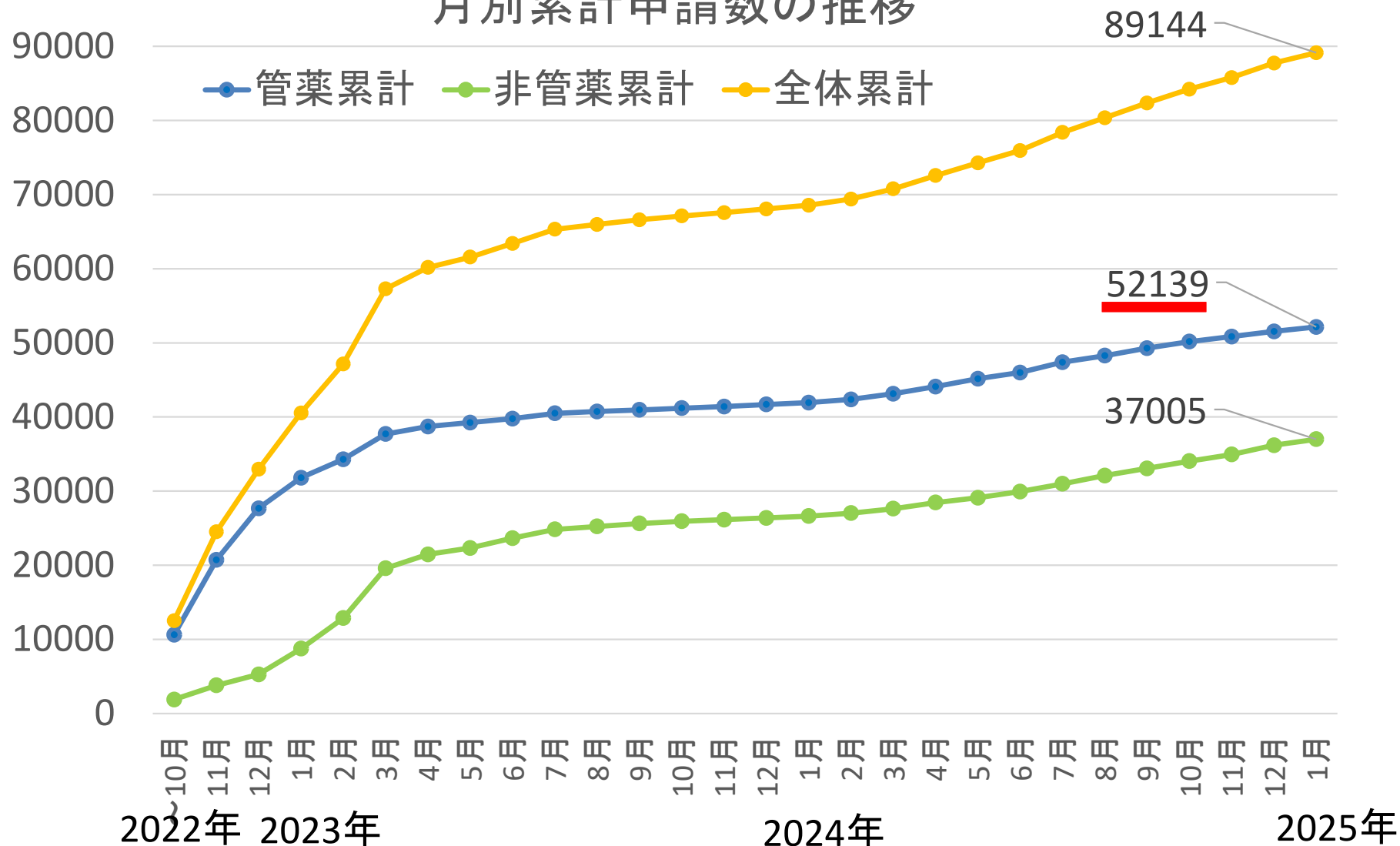
(※1) 利用申請済み施設数とは、医療機関等向け総合ポータルサイトで、電子処方箋の利用規約に同意し、利用申請を行った施設数をいう。

(※2) 運用開始施設数とは、電子処方箋の発行又は電子処方箋に基づく調剤が可能となる日（運用開始日）を医療機関等向け総合ポータルサイトで入力した施設であって、当該運用開始日が経過している施設をいう。

厚労省HP「電子処方せん対応の医療機関・薬局についてのお知らせ」より抜粋

申請区分ごとの郵便到着累計

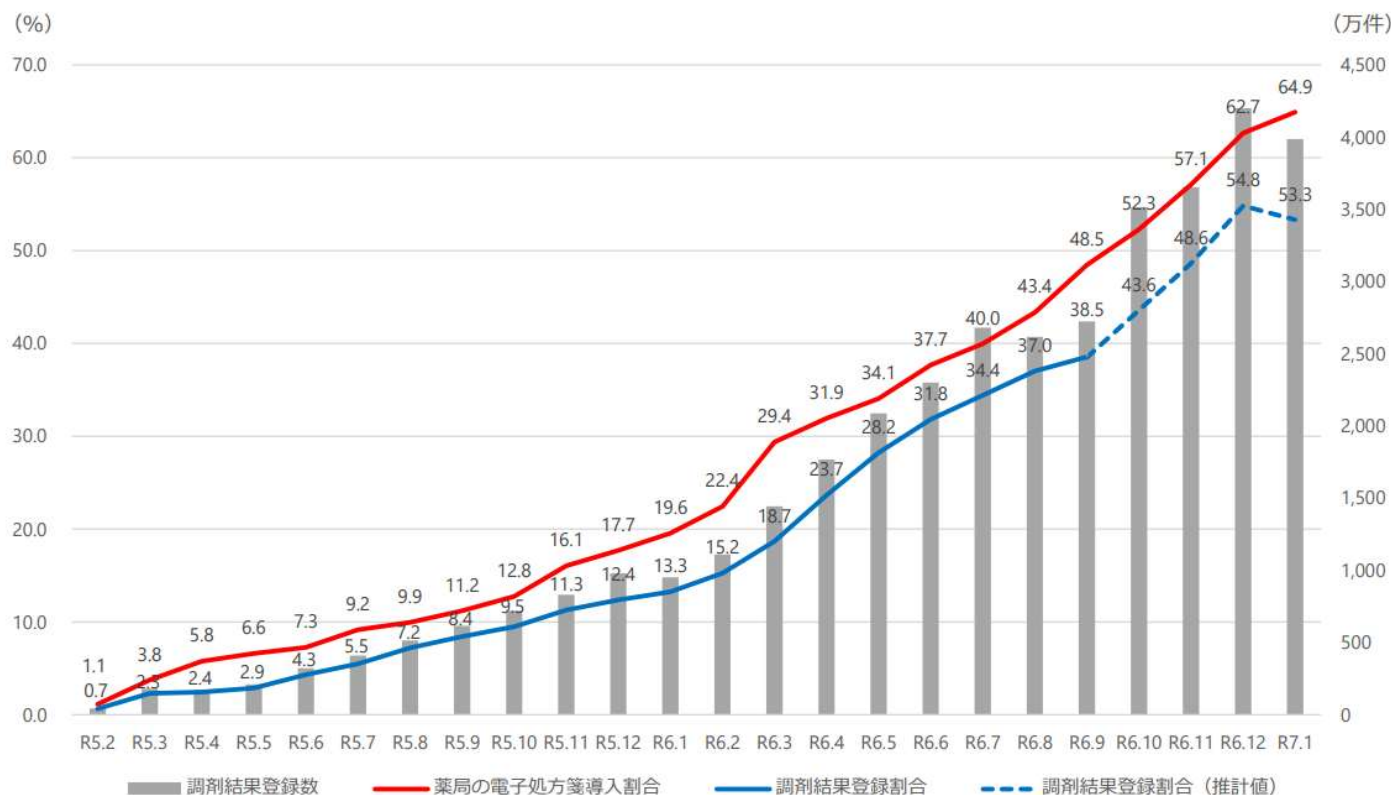
月別累計申請数の推移



○50000/60000(全国の薬局数) ÷ 83%程度の薬局で電子処方箋を導入できる状況？

電子処方箋管理サービスにおける調剤結果登録

電子処方箋管理サービスへの調剤結果登録数等について



調剤結果登録数 : 電子処方箋システムを導入した薬局から電子処方箋管理サービスに登録された調剤結果登録数
 薬局の電子処方箋導入割合 : オンライン資格確認等システムを導入した薬局のうち、電子処方箋システムを導入した薬局の割合（最終週日曜日時点の値）
 調剤結果登録割合 : レセプトベースの処方箋枚数（「調剤医療費の動向」より）で、調剤結果登録数を除いたもの。ただし、直近のレセプトベースの処方箋枚数は得られるまでにタイムラグがあるため、値が得られていない月の処方箋枚数については、6カ月前のレセプトベースの処方箋枚数の対前年同月比を用いて推計している。

紙処方箋の調剤結果登録についてはHPKI電子署名は任意だが、システムによってはHPKI電子署名の付与をデフォルトとしているものもあり、日常業務でHPKI電子署名を利用する薬剤師も一定数いると考えられる。

厚労省HPより引用

日薬HPKIの今後の発行数の予測

- 現在64.9%の薬局で電子処方箋が導入されている状況だが、80%までは早い段階で到達するのではないかと予測できる。
- 日常業務での利用に慣れてくるなかで、薬局内の2人目、3人目の申請も増えてくることが予想される。
- そのため、急激ではないにせよ、来年度も引き続き発行数は伸び続けると思われる。(1万～2万？)

本日の話の流れ

1. 薬剤師資格証のこれまで

2. 薬剤師資格証の現状

3. 薬剤師資格証のこれから

② 薬剤師のHPKI利用の今後

薬局から連携される情報の電子的共有

第5回電子処方箋等検討ワーキンググループ
(令和6年6月19日) 資料1を一部改変

「医療機関・薬局間の情報」の共有・標準化等

- 既に電子処方箋を導入している薬局の中には、調剤結果登録において、電子処方箋のコメント欄に医療機関の医師へのコメントを記載し、伝達をしている場合がある。電子処方箋のコメント機能が医療従事者間のコミュニケーションを促進する効果はあるが、あくまでコメントを記載する機能であり、また、情報伝達のタイミングが電子処方箋の発行時や調剤結果登録時に限られることとなる。
- 昨年度の本ワーキンググループ（第3回）でもお示ししたとおり、現在でもトレーシングレポート等により、薬局から医療機関への情報提供等が行われているが、郵送やFAX等により共有されている。これらの薬局から医療機関への情報共有を電子的に実施可能とする是非を検討するためには、メリットや医療機関にとっての情報の優先度等について検討が必要。

<メリットについて>

- ・ 薬局 : 紙によるFAXや郵送及びそのための各種機材費用等の効率化、業務効率化に資するか
- ・ 医療機関 : 電子的に共有される（電子カルテ上で表示される）ことにより、閲覧性が高まるか、効率的な閲覧が可能か
- ・ 患者 : 医療の質向上に寄与するか

<医療機関にとっての共有される情報の優先度や範囲について>

- ・ 今後、他の医療機関の電子カルテ情報を含め様々な情報が医療機関に共有されて、患者発の情報（PHR等）への期待もある中で、薬局発の情報の電子的な共有の優先順位はどのようなものか。

<その他>

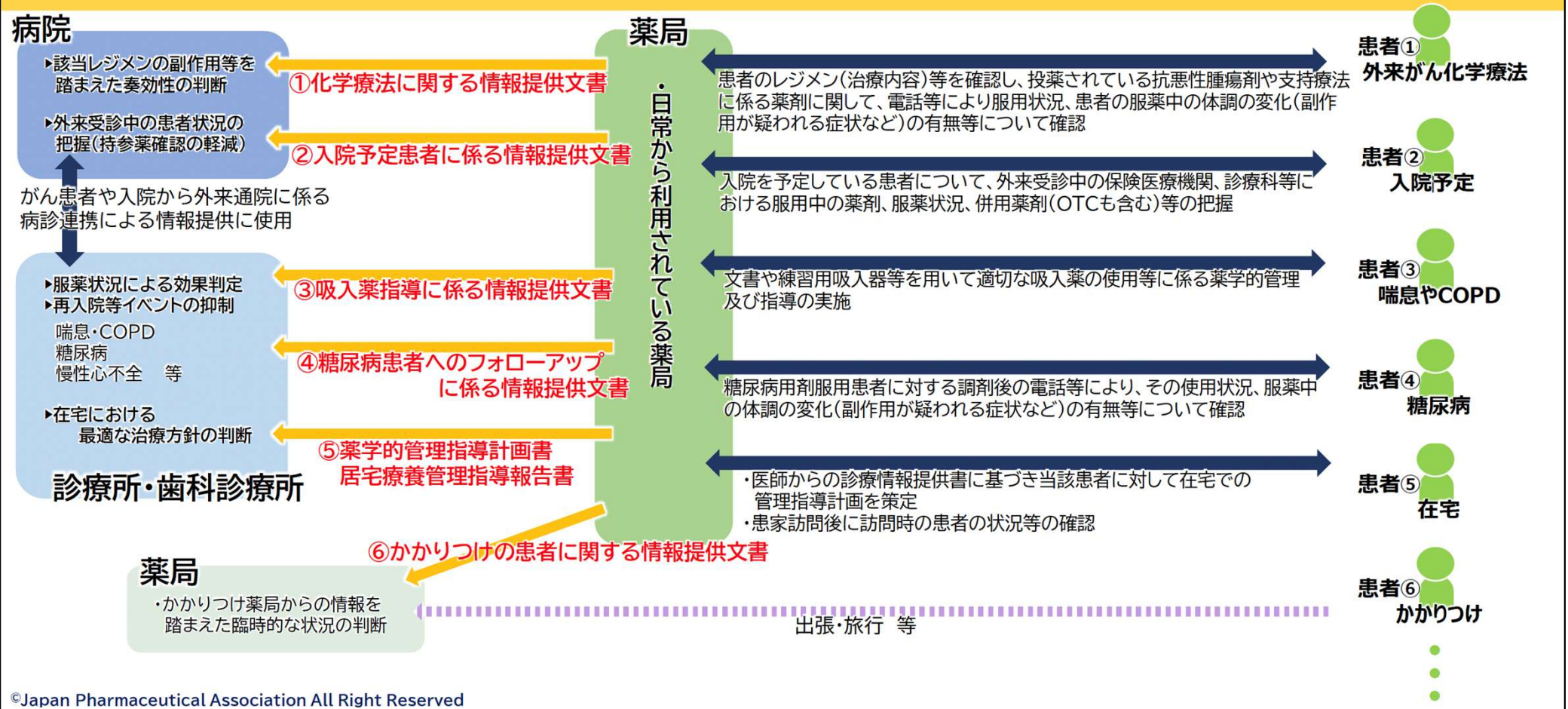
- ・ 諸外国における事例等

- 薬局が保有する情報のうち共有する必要がある情報や共有の方法等については、今後、関係者からのヒアリング等を踏まえつつ、さらに検討をすすめていくことが適当と考えられる。現時点でこうした薬局情報の共有等についてのご意見を伺っておくこととしたい。

第6回 電子処方箋等検討ワーキンググループ資料(令和6年9月24日)

情報共有事例

- 薬局が取り扱う患者情報は、医療機関からの求めや薬剤師の判断に拠り、医療機関・薬局に提供・共有されている。
- これらの患者情報を関係者で共有することは、当該患者が薬物療法等を受けていく上での安全性に寄与するものであり、これらが構造的な一連の情報として電子的に活用されることは有用である。



どの情報をどのように取り扱うか等、検討が始まった段階ではあるが、今後電子的に提供される文書に関してはHPKIの活用が期待される。

電子処方箋対応施設数の増加、HPKIの日常業務での利用が増えており、また、今後も医療機関・薬局間の情報の電子的な共有の検討や2要素認証の導入が進められる中で、HPKI（カード）は今後も普及・活用の広がりが予想されます。

認証局としては今後もHPKIの普及・発行に努めて参ります。